

# 公 告 書

(直方市庁舎自動販売機設置場所貸付)

平成 30 年 2 月 13 日

直方市長 壬 生 隆 明

## 1 入札に付する事項

### (1) 貸付物件

物件番号	所在地	設置場所	種類	外形寸法		最低貸付料	位置
				幅	奥行き		
1	直方市殿町7-1	正面玄関東側 駐車場横①(屋外)	缶・ビン PET	1.60 m 以内	0.90 m 以内	23,040 円 (税抜 21,334 円)	
2	(同上)	正面玄関東側 駐車場横②(屋外)	缶・ビン PET	1.60 m 以内	0.90 m 以内	23,040 円 (税抜 21,334 円)	
3	(同上)	市庁舎1階市指定金 融機関裏③(屋内)	缶・ビン PET	1.60 m 以内	0.90 m 以内	23,040 円 (税抜 21,334 円)	
4	(同上)	市庁舎1階北側E Vホール④(屋内)	缶・ビン PET	1.60 m 以内	0.90 m 以内	23,040 円 (税抜 21,334 円)	

※ 設置は物件番号毎に各1台とします。また、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をしてください。

### (2) 貸付期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日 ※更新はありません。

### (3) 用途

自動販売機(飲料)の設置・運営に限るものとします。

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は過去3年間に同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

また、これら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していないこと。

ウ. 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではないこと。

エ. 自動販売機の設置・運營業務について、3年以上の実績を有する者であること。

オ. 下記3により、あらかじめ入札への参加申込みをした者であること。

## 3 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、事前に、入札参加申込書等の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

### (1) 入札参加申込書等の配布期間、受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
<b>平成30年2月13日(火)から 平成30年3月5日(月)まで</b> *土・日曜日、祝祭日を除く 8時30分～17時まで *直方市ホームページからダウンロード可	<b>平成30年2月15日(木)から 平成30年3月5日(月)まで</b> *土・日曜日、祝祭日を除く 8時30分～17時まで *郵送の場合は、3月5日17時までに右記受付 場所に必着すること。なお、同時刻を過ぎた場 合は受付できません。	直方市総務・コミ ュニティ推進課 総務法制係  電話 :  0949-25-2222

### (2) 入札参加資格の確認

入札参加申込書を受け付けたときは、当該申込者に連絡します。

## 4 入札

### (1) 入札及び改札の日時及び場所

日時：平成30年3月12日(月) 14時 場所：直方市庁舎5階入札室

### (2) 入札保証金

ア. 入札に参加するに当たっては、入札保証金として、入札見積金額(12月分)の100分の5以上の現金又は銀行振出小切手(福岡手形交換所加盟の金融機関振出の持参人払い式小切手で、振出日から5日以内のもの)を持参してください(他の方法で納付されたい方はあらかじめご相談ください)。

入札保証金は、落札されなかった方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

イ. 次の場合は、入札保証金が免除されます。

- ・保険会社との間に市を被保険者とする入札保証金契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から8日間とする。

- ・開札の日から過去2年以内に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提供する場合

### (3) 無効な入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格を有しない者がした入札
- (2) 入札保証金が上記4(2)に定める金額に達しない入札
- (3) 同一の入札について、2以上の意思表示をした入札
- (4) 他人の代理をかね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札書の金額、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない入札
- (6) 更正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
- (7) 担当職員の指示に従わない者がした入札

## 5 落札者の決定

### (1) 開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立ち会いの上、直ちに行います。

## (2) 落札者の決定

市が定める最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が2以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

## 6 契約

### (1) 契約の締結

- ア. 契約賃貸借料（年額）は、落札金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した額とします。
- イ. 契約書は別紙のとおりとし、落札者は、記名・押印の上、**3(1)**の場所に提出してください。
- ウ. 落札者が契約を締結しない場合又は落札者決定後に**2**に掲げる入札参加資格に該当しないことが新たに判明した場合は、当該落札は効力を失うものとし、納入済みの入札保証金は返還せず、市に帰属するものとします。

### (2) 契約保証金

- ア.
  1. 落札者は、契約締結と同時に、契約保証金として契約賃貸借料（年額）の100分の10以上の額を納付しなければなりません。
  2. 納入済の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
  3. 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
  4. 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の現状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- イ. 次の場合は契約保証金の納付を免除します。
  1. 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
  2. 地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の11に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約を締結する場合において、過去2年以内に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提供する場合

## 7 その他

詳細は、「募集要項」をご覧ください。